

# 暮らしのガイド

'91 3.15

No. 66

## 4月1日からスパイクタイヤの使用が規制されます

北海道脱スパイクタイヤ推進条例に基づきスパイクタイヤの使用が規制され、使用規制期間中はスパイクタイヤを使用しないよう義務を課せられました。

脱スパイクタイヤ推進期間とは、スパイクタイヤを使用しないよう自発的な協力をお願いする期間です。

車を運転される方は、車粉公害防止のため、規制された期間は十分な配慮をお願いします。

また4月1日からはスパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律により、札幌圏7市町はスパイクタイヤの使用が禁止されますのでご注意ください。

| 地域名          | スパイクタイヤ使用規制期間    | 脱スパイクタイヤ推進期間       |
|--------------|------------------|--------------------|
| 道央・道南地域(登別市) | 4月1日<br>～11月20日  | 11月21日<br>～翌年3月31日 |
| 道北地域         | 4月10日<br>～11月10日 | 11月11日<br>～翌年4月9日  |
| 道東地域         | 4月10日<br>～11月20日 | 11月21日<br>～翌年4月9日  |

～加入手続きはお済みですか～

## 市民交通傷害保険

市民交通障害保険は、ひとりでも多くの皆さんに加入していただけるよう掛金を安くしています。

万一の交通事故に備え、家族で加入

しましょう。

▶加入資格 登別市民であること

▶保険料 年額1口360円(1人につき2口まで加入できます)

▶保険金 1口につき、死亡100万円、傷害5千円～12万円

▶申し込み・問い合わせ 市民課(☎1855)及び各支所窓口

## 4月から市役所は第2・第4土曜閉庁です

市役所本庁・各支所などの窓口は、4月から毎月第2・第4土曜日を休みとさせていただきます。

なお、本庁については今までどおり宿日直者による埋火葬許可書の発行、死亡届、婚姻届の受理を行います。

各施設の実施予定については4月1日号で詳しくお知らせします。

## 家庭介護用ビデオをお貸しします

寝たきりの方などを家庭で介護している方の精神的、肉体的負担を少しでも軽くする適切な介護方法を説明したビデオテープを貸し出します。

▶ビデオの内容 ・お年寄りの介護とリハビリ・痴呆性老人の家庭介護・寝たきりを防ぐ 他  
▶申し込み・問い合わせ 福祉課(☎2008)へ印鑑持参のうえお申し込みください(無料です)

※希望者が多数の場合は、申し込み順に貸し出します。ビデオはVHSです。

# 選挙

# 大切にしていますか、

投票日…… { 知事・道議 …… 4月7日  
市 議 …… 4月21日

投票時間…… 午前7時から午後6時まで

(別表1)

## 投票のできる方

今回の統一地方選挙で投票できる方は、いわゆる公民権停止中の方等、一定の欠格者を除いて次の要件のすべてに該当し、「選挙人名簿」に登録されている方です。

- ・日本国民であること
  - ・年齢満20歳以上の方
  - ・同一の市区町村に引き続き3か月以上住所を有している方
- したがって、投票できる方は次の表のとおりになります。〔別表1〕



|          | 北海道知事及び北海道議会議員選挙   | 登別市議会議員選挙  |
|----------|--|--|
| 20歳者生年月日 | 昭和46年4月8日生   | 昭和46年4月22日生  |
| 転入した方    | ◎登別市において投票できる場合<br>H2.12.28までに転入届出をした方   | ◎登別市において投票できる場合<br>H3.1.13までに転入届出をした方  |
|          | ◎登別市において投票できない場合<br>H2.12.29以後に転入届出をした方<br>※この場合、旧住所地の市区町村で投票しなければなりません。登別市長発行の「証明書」が必要です  | ◎登別市において投票できない場合<br>H3.1.14以後に転入届出をした方<br>※この場合、旧住所地においても投票できません   |
| 転居した方    | ◎転居先で投票する場合<br>H3.3.5までに転居の届出をした方<br>◎前住所地で投票する場合<br>H3.3.6以後に転居の届出をした方<br>例：登別温泉町(第10区) → 中央町(第1区)<br>3.5までに届け出をした場合 第1区の投票所<br>3.6以後に届け出をした場合 第10区の投票所 |  |
| 転出した方    | ◎登別市において投票できる場合<br>H2.12.7以後に転出し、他市区町村に転入届出をした方<br>(証明書持参)   | ◎選挙期日(投票日)の前日までに転出した方は、その時点で投票する資格がなくなります<br>なお、政令市 H2.12.22<br>他の市 H3.1.13<br>区 H3.1.13<br>町村 H3.1.15<br>までに転入の届出をした場合は、その市区町村で投票できます |
|          | ◎転出先で投票する場合<br>H2.12.28までに他市区町村に転入届出をした方   |  |

## ●不在者投票の期間及び手続き

(別表2)

| 選挙の種類   | 期 間                | 時 間                    | 手 続 き                      |
|---------|--------------------|------------------------|----------------------------|
| 北海道知事   | 3月18日から<br>4月6日まで  | 午前8時30分 前<br>午後5時00分 前 | 印鑑及び入場券(届いている場合)を持参してください。 |
| 北海道議会議員 | 3月29日から<br>4月6日まで  |                        |                            |
| 登別市議会議員 | 4月14日から<br>4月20日まで |                        |                            |

## 不在者投票

不在者投票は、投票日にやむを得ない理由によって投票所で投票できない方が投票日の前に投票できる制度です。

不在者投票は、次のとおり選挙管理委員会事務局で投票ができます。〔別表2〕

# あなたの“一票”

# 選挙

## 郵便投票制度

身体に重度の障害があるために自宅でなければ投票することができない方のために郵便を利用して行う投票「郵便投票制度」があります。

この制度を利用できる方の条件は、次の2点です。ご家族の方も十分ご注意ください。

- 自書できること
- 自己の意志で投票用紙に記載ができること

昭和62年4月以前にこの証明書の交付を受けた方で、まだ更新の手続きをしていない方は、お早めに手続きをしてください。手続きの方法は次の表の方法によります。〔別表3〕

### ◎投票日に 臨時サイレンが鳴ります

大切にしましょう、あなたの一票  
投票開始の周知と投票呼びかけのため臨時サイレンを各消防署、各支署などで次のとおり吹鳴します。

- 午前7時…長声30秒を1回
- 午後5時…長声30秒を1回

## 〔郵便投票制度〕

(別表3)

| 対象・手続き           | 説 明  |
|------------------|--|
| 該当する方<br>身体障害者   | 身体障害者福祉法第4条の規定による障害者で、身体障害者手帳の障害の程度が次の方<br>① 両下肢、体幹、移動機能の障害が1級か2級<br>② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸の障害が1級から3級まで  |
| 戦傷病者             | 戦傷病者特別援護法第2条第1項の規定による戦傷病者で、戦傷病者手帳の障害の程度が次の方<br>① 両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症まで<br>② 心臓、じん臓、呼吸器の障害が特別項症から第3項症まで  |
| 郵便投票証明書<br>申請手続き | 上記の一つに該当する方で、選挙人名簿に登録されていて、現在いる場所で投票を希望する方は、次の手続きをして下さい。<br>① 選挙管理委員会備え付けの「郵便投票証明書交付申請書」用紙を請求してください。<br>② ①の申請書に必要事項を記入してください。<br>(注) このときには、名前だけは必ず自署してください。「代筆」や「点字」等は無効です。<br>③ ②で記入済みの申請書を「郵便」か「代理人」かで選挙管理委員会に提出してください。<br>④ ③のとき、交付される「手帳」を必ず添えて提示してください。 |
| 証明書交付            | 選挙管理委員会では、「郵便投票証明書」を郵便によって本人あて交付します。   |
| 有効期間             | 証明書は「4年間有効」で、この間のすべての選挙に有効です。  |

### ◎第25投票区分設のお知らせ

都市化の進展に伴い、人口が増加し投票所施設が狭くなったので便宜を図り分設しました。

今回から次のようになります。

- 上鷲別町106番地 502～106番地 689
- 上鷲別町106番地 731～116番地 286の方は

※第25投票区(若草幼稚園)から第22投票区(若草小学校)へ編入となります。

- 新生町3・5丁目全域
- 上鷲別町106番地44～106番地284

- 上鷲別町106番地703～106番地 705の方は

※第25投票区(若草幼稚園)から第27投票区(新設の千代の台集会所)へ変更となります。

### ◎第11・13投票所は 午後4時まで

投票時間は午前7時から午後6時までですが第11投票所(カルルス町)、第13投票所(鉱山町)は午前7時から午後4時までとなります。

### ◎入 場 券

入場券は次の色分けになっていますので投票日にはまちがわないようにしてください。

- 知事選挙…白色・黒色刷り
  - 道議選挙…桃色・あずき色刷り
  - 市議選挙…クリーム色・黒色刷り
- ※詳しいことについては、選挙管理委員会事務局(☎9143)までお問い合わせください。

## 健康相談

- ▶実施月日 4月3日(水)…婦人センター 4月4日(木)…鷺別公民館 4月5日(金)…鉄南ふれあいセンター
- ▶実施時間 午前の部…午前10時～正午 午後の部…午後1時～午後3時
- ▶内容 午前…成人病、妊婦、家族計

画、幼児(7か月児を除く)の各相談  
午後…7か月児相談(平成2年8月  
出生児)

- ▶用意するもの 母子健康手帳、バスタオル

※婦人センターでの健康相談は、午前中に午後の分も行います。



## 1歳6か月児検診

医師、歯科医師、歯科衛生士、保健婦、栄養士、心理判定員による1歳6か月児検診を次の日程で行います。

- ▶内容 内科・歯科検診、歯磨き指導、身体測定、栄養相談、発達相談、育児相談、フッ素塗布の予約
- ▶対象児 平成元年7月～平成元年9月までの出生児
- ▶用意するもの 母子健康手帳、現在使用中の歯ブラシ
- ▶受け付け時間 午後0時15分～午後0時30分まで

### 〈1歳6ヶ月児検診日程表〉

| 実施月日     | 会場         | 対象地区   |
|----------|------------|--|
| 4月11日(休) | 鷺別公民館      | 美園町、上鷺別町、新生町、若山町3・4丁目  |
| 4月12日(金) | 鉄南ふれあいセンター | カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、柏木町、富士町、片倉町、新川町、鉾山町、桜木町、川上町、青葉町、若山町1・2丁目 |
| 4月18日(休) | 鷺別公民館      | 大和町、富岸町、栄町、若草町、鷺別町   |
| 4月19日(金) | 鉄南ふれあいセンター | 登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、札内町、新栄町、幸町、千歳町、幌別町、緑町、米馬町、常盤町               |

## 3歳児健康診査

- ▶内容 医師、歯科医師、保健婦、栄養士による心身の発育状況、歯科検診、尿検査、栄養指導、生活指導
- ▶対象児 幌別地区…昭和63年1月1日から昭和63年3月31日までの出生児と前回受診もれの幼児(昭和62年9月1日から昭和62年12月31日までの出生児) 登別・登別温泉地区…昭和63年3月の出生児と前回受診もれの幼児(昭和62年9月1日から昭和63年2月29日までの出生児)

- ▶用意するもの 母子健康手帳
- ※尿検査は会場で行います。健康診査は2時間位かかります。登別・登別温泉地区は4月から会場が変わりましたのでご注意ください。



### 〈3歳児健診日程表〉

| 月日       | 会場         | 受付時間                | 対象地区  |
|----------|------------|---------------------|---|
| 4月16日(火) | 鉄南ふれあいセンター | 10:00<br>↓<br>11:00 | カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、札内町、新栄町、幸町、千歳町、幌別町、緑町、米馬町、常盤町、中央町     |
|          |            | 13:00<br>↓<br>14:00 | 登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、柏木町、富士町、片倉町、新川町、鉾山町、桜木町、川上町、青葉町、若山町1・2丁目 |

※他の対象地区については、後日お知らせいたします。

# みんなの願い。

# 健康

## 予 防 接 種

- ◎三種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風）
  - 対象者 生後24か月から48か月未満の幼児
  - 接種の方法 第1期…3週から8週の間隔で3回接種 第2期…1期終了後12か月から18か月までの間で1回接種
- ◎ポリオ生ワクチン
  - 対象者 生後3か月から48か月未満の乳幼児（なるべく18か月までにすませること）
  - 接種の方法 6週間以上おいて2回投与
- ◎日本脳炎
  - 対象者 道外へ転出、又は道外へ旅行する3歳から15歳までの希望者
  - 接種方法 第1期…1週から2週の間隔で2回接種 第2期…1期終了後12か月後に1回接種
  - 接種料金 1回 740円
- ◎破傷風
  - 対象者 乳幼児期に三種混合または二種混合を接種していない希望者
  - 接種方法 第1期…4週から8週の

- 間隔で2回接種 第2期…1期終了後6か月から18か月までの間で1回接種
- 接種料金 1回 380円
- ◎麻しん（はしか）、MMR（麻しん・風しん・おたふくかぜ）
  - 対象者 生後12か月から42か月未満の幼児
  - 接種の方法 1回接種※満1歳に達した月末に各家庭へ受診券を送付していますので、病医院で接種してください。MMR接種希望の方は病医院への申し出が必要です。受診券が届いていない方は保健衛生課（☎4324 1771）へご連絡ください。
- ◎接種上の注意
  - 子供の健康状態が良好であること●

通院中の方は医師に接種の可否を確認する●接種前日は入浴し、当日は清潔な肌着を着用する●体温は必ず家で計る●親が付き添うこと●接種前後に激しい運動をさせない●接種当日は入浴させない●母子健康手帳を持参する

◎次に該当する場合は、予防接種を受けることができません

- 発熱している（37度以上）●栄養障害がある●心臓、じん臓、肝臓の病気にかかっている●アレルギー体質または副反応を起こしたことがある●過去1年間に、けいれんやひきつけを起こしたことがある●ポリオ、BCG、MMR、麻しんの予防接種を受けて1か月を経過していない●その他予防接種を受けることが不適当な状態にある

| 会 場             | 受付時間        | 予 防 接 種 名 |        |       |       |
|-----------------|-------------|-----------|--------|-------|-------|
|                 |             | 三種混合      | ポリオ生ワク | 日本脳炎  | 破 傷 風 |
| 市 民 会 館         | 13:00~13:30 | 4月10日     | 4月24日  | 4月10日 | 4月10日 |
|                 |             | 4月18日     |        | 4月18日 | 4月18日 |
| 鷲 別 公 民 館       | 13:00~13:30 | 4月16日     | 4月26日  | 4月16日 | 4月16日 |
|                 |             | 4月16日     |        | 4月26日 | 4月26日 |
| 登 別 公 民 館       | 13:00~13:30 | 4月19日     |        | 4月19日 | 4月19日 |
|                 |             |           |        |       |       |
| 登 別 厚 生 年 金 病 院 | 14:00~14:20 | 4月19日     |        | 4月19日 | 4月19日 |

## —巡回日のお知らせ— 移動図書館こぐま号

- 移動図書館こぐま号の巡回日程（4月1日～9月30日）をお知らせします。
- 図書は1人につき5冊まで借し出します。
  - 借りた図書は次回の巡回日に返却してください。
  - 荒天の日は巡回を中止することがあります。
  - 本館の図書も利用できますので、こぐま号に備え付けの予約票、又は図書館へ電話でお申し込みください。
  - 図書の返却は図書館でも受け付けています。

| 第2・4土曜   | 第2・4金曜   | 第2・4木曜   | 第2・4水曜   | 第1・3土曜   | 第1・3金曜   | 第1・3木曜   | 第1・3水曜   | 日        |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 登別 15:00 | 登別 14:10 | 登別 13:10 | 登別 12:10 | 登別 11:10 | 登別 10:10 | 登別 9:10  | 登別 8:10  | 登別 7:10  |
| 登別 15:30 | 登別 14:40 | 登別 13:40 | 登別 12:40 | 登別 11:40 | 登別 10:40 | 登別 9:40  | 登別 8:40  | 登別 7:40  |
| 登別 16:00 | 登別 15:10 | 登別 14:10 | 登別 13:10 | 登別 12:10 | 登別 11:10 | 登別 10:10 | 登別 9:10  | 登別 8:10  |
| 登別 16:30 | 登別 15:40 | 登別 14:40 | 登別 13:40 | 登別 12:40 | 登別 11:40 | 登別 10:40 | 登別 9:40  | 登別 8:40  |
| 登別 17:00 | 登別 16:10 | 登別 15:10 | 登別 14:10 | 登別 13:10 | 登別 12:10 | 登別 11:10 | 登別 10:10 | 登別 9:10  |
| 登別 17:30 | 登別 16:40 | 登別 15:40 | 登別 14:40 | 登別 13:40 | 登別 12:40 | 登別 11:40 | 登別 10:40 | 登別 9:40  |
| 登別 18:00 | 登別 17:10 | 登別 16:10 | 登別 15:10 | 登別 14:10 | 登別 13:10 | 登別 12:10 | 登別 11:10 | 登別 10:10 |
| 登別 18:30 | 登別 17:40 | 登別 16:40 | 登別 15:40 | 登別 14:40 | 登別 13:40 | 登別 12:40 | 登別 11:40 | 登別 10:40 |
| 登別 19:00 | 登別 18:10 | 登別 17:10 | 登別 16:10 | 登別 15:10 | 登別 14:10 | 登別 13:10 | 登別 12:10 | 登別 11:10 |
| 登別 19:30 | 登別 18:40 | 登別 17:40 | 登別 16:40 | 登別 15:40 | 登別 14:40 | 登別 13:40 | 登別 12:40 | 登別 11:40 |
| 登別 20:00 | 登別 19:10 | 登別 18:10 | 登別 17:10 | 登別 16:10 | 登別 15:10 | 登別 14:10 | 登別 13:10 | 登別 12:10 |
| 登別 20:30 | 登別 19:40 | 登別 18:40 | 登別 17:40 | 登別 16:40 | 登別 15:40 | 登別 14:40 | 登別 13:40 | 登別 12:40 |
| 登別 21:00 | 登別 20:10 | 登別 19:10 | 登別 18:10 | 登別 17:10 | 登別 16:10 | 登別 15:10 | 登別 14:10 | 登別 13:10 |
| 登別 21:30 | 登別 20:40 | 登別 19:40 | 登別 18:40 | 登別 17:40 | 登別 16:40 | 登別 15:40 | 登別 14:40 | 登別 13:40 |
| 登別 22:00 | 登別 21:10 | 登別 20:10 | 登別 19:10 | 登別 18:10 | 登別 17:10 | 登別 16:10 | 登別 15:10 | 登別 14:10 |
| 登別 22:30 | 登別 21:40 | 登別 20:40 | 登別 19:40 | 登別 18:40 | 登別 17:40 | 登別 16:40 | 登別 15:40 | 登別 14:40 |
| 登別 23:00 | 登別 22:10 | 登別 21:10 | 登別 20:10 | 登別 19:10 | 登別 18:10 | 登別 17:10 | 登別 16:10 | 登別 15:10 |
| 登別 23:30 | 登別 22:40 | 登別 21:40 | 登別 20:40 | 登別 19:40 | 登別 18:40 | 登別 17:40 | 登別 16:40 | 登別 15:40 |
| 登別 24:00 | 登別 23:10 | 登別 22:10 | 登別 21:10 | 登別 20:10 | 登別 19:10 | 登別 18:10 | 登別 17:10 | 登別 16:10 |
| 登別 24:30 | 登別 23:40 | 登別 22:40 | 登別 21:40 | 登別 20:40 | 登別 19:40 | 登別 18:40 | 登別 17:40 | 登別 16:40 |
| 登別 25:00 | 登別 24:10 | 登別 23:10 | 登別 22:10 | 登別 21:10 | 登別 20:10 | 登別 19:10 | 登別 18:10 | 登別 17:10 |
| 登別 25:30 | 登別 24:40 | 登別 23:40 | 登別 22:40 | 登別 21:40 | 登別 20:40 | 登別 19:40 | 登別 18:40 | 登別 17:40 |
| 登別 26:00 | 登別 25:10 | 登別 24:10 | 登別 23:10 | 登別 22:10 | 登別 21:10 | 登別 20:10 | 登別 19:10 | 登別 18:10 |
| 登別 26:30 | 登別 25:40 | 登別 24:40 | 登別 23:40 | 登別 22:40 | 登別 21:40 | 登別 20:40 | 登別 19:40 | 登別 18:40 |
| 登別 27:00 | 登別 26:10 | 登別 25:10 | 登別 24:10 | 登別 23:10 | 登別 22:10 | 登別 21:10 | 登別 20:10 | 登別 19:10 |
| 登別 27:30 | 登別 26:40 | 登別 25:40 | 登別 24:40 | 登別 23:40 | 登別 22:40 | 登別 21:40 | 登別 20:40 | 登別 19:40 |
| 登別 28:00 | 登別 27:10 | 登別 26:10 | 登別 25:10 | 登別 24:10 | 登別 23:10 | 登別 22:10 | 登別 21:10 | 登別 20:10 |
| 登別 28:30 | 登別 27:40 | 登別 26:40 | 登別 25:40 | 登別 24:40 | 登別 23:40 | 登別 22:40 | 登別 21:40 | 登別 20:40 |
| 登別 29:00 | 登別 28:10 | 登別 27:10 | 登別 26:10 | 登別 25:10 | 登別 24:10 | 登別 23:10 | 登別 22:10 | 登別 21:10 |
| 登別 29:30 | 登別 28:40 | 登別 27:40 | 登別 26:40 | 登別 25:40 | 登別 24:40 | 登別 23:40 | 登別 22:40 | 登別 21:40 |
| 登別 30:00 | 登別 29:10 | 登別 28:10 | 登別 27:10 | 登別 26:10 | 登別 25:10 | 登別 24:10 | 登別 23:10 | 登別 22:10 |
| 登別 30:30 | 登別 29:40 | 登別 28:40 | 登別 27:40 | 登別 26:40 | 登別 25:40 | 登別 24:40 | 登別 23:40 | 登別 22:40 |
| 登別 31:00 | 登別 30:10 | 登別 29:10 | 登別 28:10 | 登別 27:10 | 登別 26:10 | 登別 25:10 | 登別 24:10 | 登別 23:10 |
| 登別 31:30 | 登別 30:40 | 登別 29:40 | 登別 28:40 | 登別 27:40 | 登別 26:40 | 登別 25:40 | 登別 24:40 | 登別 23:40 |
| 登別 32:00 | 登別 31:10 | 登別 30:10 | 登別 29:10 | 登別 28:10 | 登別 27:10 | 登別 26:10 | 登別 25:10 | 登別 24:10 |
| 登別 32:30 | 登別 31:40 | 登別 30:40 | 登別 29:40 | 登別 28:40 | 登別 27:40 | 登別 26:40 | 登別 25:40 | 登別 24:40 |
| 登別 33:00 | 登別 32:10 | 登別 31:10 | 登別 30:10 | 登別 29:10 | 登別 28:10 | 登別 27:10 | 登別 26:10 | 登別 25:10 |
| 登別 33:30 | 登別 32:40 | 登別 31:40 | 登別 30:40 | 登別 29:40 | 登別 28:40 | 登別 27:40 | 登別 26:40 | 登別 25:40 |
| 登別 34:00 | 登別 33:10 | 登別 32:10 | 登別 31:10 | 登別 30:10 | 登別 29:10 | 登別 28:10 | 登別 27:10 | 登別 26:10 |
| 登別 34:30 | 登別 33:40 | 登別 32:40 | 登別 31:40 | 登別 30:40 | 登別 29:40 | 登別 28:40 | 登別 27:40 | 登別 26:40 |
| 登別 35:00 | 登別 34:10 | 登別 33:10 | 登別 32:10 | 登別 31:10 | 登別 30:10 | 登別 29:10 | 登別 28:10 | 登別 27:10 |
| 登別 35:30 | 登別 34:40 | 登別 33:40 | 登別 32:40 | 登別 31:40 | 登別 30:40 | 登別 29:40 | 登別 28:40 | 登別 27:40 |
| 登別 36:00 | 登別 35:10 | 登別 34:10 | 登別 33:10 | 登別 32:10 | 登別 31:10 | 登別 30:10 | 登別 29:10 | 登別 28:10 |
| 登別 36:30 | 登別 35:40 | 登別 34:40 | 登別 33:40 | 登別 32:40 | 登別 31:40 | 登別 30:40 | 登別 29:40 | 登別 28:40 |
| 登別 37:00 | 登別 36:10 | 登別 35:10 | 登別 34:10 | 登別 33:10 | 登別 32:10 | 登別 31:10 | 登別 30:10 | 登別 29:10 |
| 登別 37:30 | 登別 36:40 | 登別 35:40 | 登別 34:40 | 登別 33:40 | 登別 32:40 | 登別 31:40 | 登別 30:40 | 登別 29:40 |
| 登別 38:00 | 登別 37:10 | 登別 36:10 | 登別 35:10 | 登別 34:10 | 登別 33:10 | 登別 32:10 | 登別 31:10 | 登別 30:10 |
| 登別 38:30 | 登別 37:40 | 登別 36:40 | 登別 35:40 | 登別 34:40 | 登別 33:40 | 登別 32:40 | 登別 31:40 | 登別 30:40 |
| 登別 39:00 | 登別 38:10 | 登別 37:10 | 登別 36:10 | 登別 35:10 | 登別 34:10 | 登別 33:10 | 登別 32:10 | 登別 31:10 |
| 登別 39:30 | 登別 38:40 | 登別 37:40 | 登別 36:40 | 登別 35:40 | 登別 34:40 | 登別 33:40 | 登別 32:40 | 登別 31:40 |
| 登別 40:00 | 登別 39:10 | 登別 38:10 | 登別 37:10 | 登別 36:10 | 登別 35:10 | 登別 34:10 | 登別 33:10 | 登別 32:10 |
| 登別 40:30 | 登別 39:40 | 登別 38:40 | 登別 37:40 | 登別 36:40 | 登別 35:40 | 登別 34:40 | 登別 33:40 | 登別 32:40 |
| 登別 41:00 | 登別 40:10 | 登別 39:10 | 登別 38:10 | 登別 37:10 | 登別 36:10 | 登別 35:10 | 登別 34:10 | 登別 33:10 |
| 登別 41:30 | 登別 40:40 | 登別 39:40 | 登別 38:40 | 登別 37:40 | 登別 36:40 | 登別 35:40 | 登別 34:40 | 登別 33:40 |
| 登別 42:00 | 登別 41:10 | 登別 40:10 | 登別 39:10 | 登別 38:10 | 登別 37:10 | 登別 36:10 | 登別 35:10 | 登別 34:10 |
| 登別 42:30 | 登別 41:40 | 登別 40:40 | 登別 39:40 | 登別 38:40 | 登別 37:40 | 登別 36:40 | 登別 35:40 | 登別 34:40 |
| 登別 43:00 | 登別 42:10 | 登別 41:10 | 登別 40:10 | 登別 39:10 | 登別 38:10 | 登別 37:10 | 登別 36:10 | 登別 35:10 |
| 登別 43:30 | 登別 42:40 | 登別 41:40 | 登別 40:40 | 登別 39:40 | 登別 38:40 | 登別 37:40 | 登別 36:40 | 登別 35:40 |
| 登別 44:00 | 登別 43:10 | 登別 42:10 | 登別 41:10 | 登別 40:10 | 登別 39:10 | 登別 38:10 | 登別 37:10 | 登別 36:10 |
| 登別 44:30 | 登別 43:40 | 登別 42:40 | 登別 41:40 | 登別 40:40 | 登別 39:40 | 登別 38:40 | 登別 37:40 | 登別 36:40 |
| 登別 45:00 | 登別 44:10 | 登別 43:10 | 登別 42:10 | 登別 41:10 | 登別 40:10 | 登別 39:10 | 登別 38:10 | 登別 37:10 |
| 登別 45:30 | 登別 44:40 | 登別 43:40 | 登別 42:40 | 登別 41:40 | 登別 40:40 | 登別 39:40 | 登別 38:40 | 登別 37:40 |
| 登別 46:00 | 登別 45:10 | 登別 44:10 | 登別 43:10 | 登別 42:10 | 登別 41:10 | 登別 40:10 | 登別 39:10 | 登別 38:10 |
| 登別 46:30 | 登別 45:40 | 登別 44:40 | 登別 43:40 | 登別 42:40 | 登別 41:40 | 登別 40:40 | 登別 39:40 | 登別 38:40 |
| 登別 47:00 | 登別 46:10 | 登別 45:10 | 登別 44:10 | 登別 43:10 | 登別 42:10 | 登別 41:10 | 登別 40:10 | 登別 39:10 |
| 登別 47:30 | 登別 46:40 | 登別 45:40 | 登別 44:40 | 登別 43:40 | 登別 42:40 | 登別 41:40 | 登別 40:40 | 登別 39:40 |
| 登別 48:00 | 登別 47:10 | 登別 46:10 | 登別 45:10 | 登別 44:10 | 登別 43:10 | 登別 42:10 | 登別 41:10 | 登別 40:10 |
| 登別 48:30 | 登別 47:40 | 登別 46:40 | 登別 45:40 | 登別 44:40 | 登別 43:40 | 登別 42:40 | 登別 41:40 | 登別 40:40 |
| 登別 49:00 | 登別 48:10 | 登別 47:10 | 登別 46:10 | 登別 45:10 | 登別 44:10 | 登別 43:10 | 登別 42:10 | 登別 41:10 |
| 登別 49:30 | 登別 48:40 | 登別 47:40 | 登別 46:40 | 登別 45:40 | 登別 44:40 | 登別 43:40 | 登別 42:40 | 登別 41:40 |
| 登別 50:00 | 登別 49:10 | 登別 48:10 | 登別 47:10 | 登別 46:10 | 登別 45:10 | 登別 44:10 | 登別 43:10 | 登別 42:10 |
| 登別 50:30 | 登別 49:40 | 登別 48:40 | 登別 47:40 | 登別 46:40 | 登別 45:40 | 登別 44:40 | 登別 43:40 | 登別 42:40 |
| 登別 51:00 | 登別 50:10 | 登別 49:10 | 登別 48:10 | 登別 47:10 | 登別 46:10 | 登別 45:10 | 登別 44:10 | 登別 43:10 |
| 登別 51:30 | 登別 50:40 | 登別 49:40 | 登別 48:40 | 登別 47:40 | 登別 46:40 | 登別 45:40 | 登別 44:40 | 登別 43:40 |
| 登別 52:00 | 登別 51:10 | 登別 50:10 | 登別 49:10 | 登別 48:10 | 登別 47:10 | 登別 46:10 | 登別 45:10 | 登別 44:10 |
| 登別 52:30 | 登別 51:40 | 登別 50:40 | 登別 49:40 | 登別 48:40 | 登別 47:40 | 登別 46:40 | 登別 45:40 | 登別 44:40 |
| 登別 53:00 | 登別 52:10 | 登別 51:10 | 登別 50:10 | 登別 49:10 | 登別 48:10 | 登別 47:10 | 登別 46:10 | 登別 45:10 |
| 登別 53:30 | 登別 52:40 | 登別 51:40 | 登別 50:40 | 登別 49:40 | 登別 48:40 | 登別 47:40 | 登別 46:40 | 登別 45:40 |
| 登別 54:00 | 登別 53:10 |          |          |          |          |          |          |          |

## 国民健康保険被保険者証更新手続きを行います

現在使用されている国民健康保険被保険者証の有効期限は4月30日です。

新しい被保険者証の更新手続きを行いますので、必ず手続きをしましょう。

▶持参するもの 旧被保険者証、印鑑、子供が修学のため他の市町村に居住している場合は在学証明書

▶問い合わせ 保険衛生課 (☎1771)

※当日は保険税の納税相談、保健婦による健康相談も行いますのでお気軽にご利用ください。

| 月 | 日  | 曜日 | 時間         | 実施地区                    | 実施場所            |
|---|----|----|------------|-------------------------|-----------------|
| 4 | 10 | 水  | 10時～16時    | 登別温泉町、中登別町、上登別町         | 登別温泉公民館         |
|   |    |    | 13時30分～15時 | カルルス町、上登別町              | オロフレ荘           |
| 4 | 11 | 木  | 10時～16時    | 登別東町、登別本町、登別港町、中登別町、礼内町 | 登別支所            |
|   |    |    |            |                         |                 |
| 4 | 15 | 月  | 10時～16時    | 富浦町、幸町                  | 富浦会館            |
|   |    |    |            |                         |                 |
| 4 | 17 | 水  | 10時～16時    | 鷺別町、栄町                  | 鷺別公民館           |
|   |    |    |            |                         |                 |
| 4 | 19 | 金  | 10時～16時    | 美園町、上鷺別町                | ひまわり園           |
|   |    |    |            |                         |                 |
| 4 | 23 | 火  | 10時～16時    | 栄町、富岸町、若山町、大和町          | 富浜児童館           |
|   |    |    |            |                         |                 |
| 4 | 25 | 木  | 10時～16時    | 若草町、新生町、上鷺別町            | 優和園             |
|   |    |    |            |                         |                 |
| 4 | 30 | 火  | 10時～16時    | 若草町、新生町、上鷺別町            | 千代の台集会所         |
|   |    |    |            |                         |                 |
| 4 | 26 | 金  | 10時～16時    | 鉾山町、片倉町、川上町、富士町、新川町     | 市民会館            |
|   |    |    |            |                         |                 |
| 4 | 30 | 火  | 10時～16時    | 全地区                     | 市役所第2庁舎(旧中央公民館) |

## 移動窓口相談を行います

体の不自由な方やその家族の悩みごと、各関係制度の疑問など、お気軽にご相談ください。

▶日程 3月26日(火)婦人センター  
3月27日(水)鉄南ふれあいセンター  
3月28日(木)鷺別公民館

▶時間 いずれも午後1時から午後4時まで

▶問い合わせ 福祉課 (☎2008)

※当日は身体障害者手帳、療育手帳を持参してください。(手帳をお持ちでない方も相談を利用できます)

## 小・中学生の就学援助を行います

経済的に困っているご家庭の小中学生のために、教育委員会は就学の援助を行います。

▶援助の主な内容 学用品、通学用品、校外活動、修学旅行、学校給食などに必要な費用

▶必要な書類 申請書(学校にあります)、源泉徴収票または所得証明書、

年金などの受給証書、事業所得のある方は確定申告書(写)、同一世帯で2人以上所得のある場合はそれぞれの所得証明書

▶申請期限 在学者…3月20日(水)  
新入学者…4月10日(水)

▶申請先 在・入学する学校

▶問い合わせ 在・入学する学校又は学校教育課 (☎1100)

## 4月から改定されます 国民年金保険料

国民年金は、加入者が高齢になったときや病気などで体が不自由になったときなどに生活の支えとなります。

しかし、年金受給者の増加や年金額の改正により年金を支給するための財源が厳しくなっています。

この年金の財源は、皆さんが納める保険料と国の負担金によりまかなわれていますので、国民年金を健全に運営するため平成3年4月から、国の年金法改正により年金保険料が改定されます。皆さんのご理解をお願いします。

▶保険料 1か月 9,000円(付加加入者は9,400円)

◎学生も20歳になったら国民年金へ  
国内に居住する20歳以上の大学生や

専門学校生の方などは、本人の希望により国民年金に加入することになっていましたが、その大部分の方は未加入となっています。この未加入の方が、在学中に障害者となった場合、障害基礎年金が受けられません。また、卒業後60歳まで国民年金に加入しても納付期間が40年にならず、満額の老齢基礎年金も受けられません。

このようなことを防ぐために、平成3年4月から20歳以上の学生も全員国民年金に加入することになりました。

なお、学生の加入により「学生の保険料免除基準」が新たに定められます。国民年金に関するお問い合わせは市民課 (☎1855) まで

## 社会保険事務相談所

室蘭社会保険事務所は、厚生年金や国民年金、健康保険などの社会保険制度について住民の理解を深めていただくため、次のとおり「社会保険事務相談所」を開設します。

▶日時・場所 4月18日(木)…登別商工会議所、4月19日(金)…登別温泉観光協会 時間はいずれも午前10時から午後3時まで

▶問い合わせ 室蘭社会保険事務所 (☎7101)

# あらかると

お知らせ

## 登別市民プールが 開館します

登別市民プール（温水プール）を開館します。

皆様のご利用をお待ちしています。

▶開館期間 4月2日(火)から12月8日(日)まで

▶開館時間 火曜から土曜は午後1時から午後7時30分 日曜・祝日は午前10時から午後5時30分まで

▶休館日 毎週月曜日と祝日の翌日

▶所在地 千歳町3丁目1～3（労働福祉センター横）

▶利用料金 大人(高校生以上)150円、小人(小・中学生)50円、幼児は無料ですが大人の同伴が必要で、3歳未満の方は利用できません

▶その他 プールキャップは必ず着用してください

▶問い合わせ 市民プール (☎5588)

## 労働保険の 更新手続きは 早めに…

労働保険の確定保険料（平成2年度分）と概算保険料（平成3年度分）の申告、納付手続きは、早めに、必ず納期内に行ってください。

▶手続きの期間 4月1日(月)から5月15日(水)まで

▶申告・納付先 最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署

▶問い合わせ 室蘭労働基準監督署 (☎6131)

## 船員遺族の皆さんへ

職務上で死亡された商船の殉職船員遺児へ援護金が支給されます。

出生から高等学校を通常の期間により卒業するまでの期間、1人月額6千

円（平成3年4月分からは8千円）を支給するほか、入学記念品代として小学校に入学したとき3万円、中学・高等学校に入学したときそれぞれ1万円を支給します。

▶申し込み・問い合わせ 財団法人日本殉職船員顕彰会（東京都千代田区麴町4～5 海事センタービル内 ☎03-3234-0662）

## 3月は道税の 納税推進強調月間

胆振支庁は、3月を『道税の納税推進強調月間』として滞納の解消に取り組みます。

まだ税を納めていない方は速やかに納めましょう。

道税の滞納は、道がいろいろな事業

を進めるうえで大きな障害となっています。

皆さんの暮らしの中で生かされている道税についてご理解いただき、納税にご協力ください。

▶納税相談先 胆振支庁税務部徴収課 (☎9131)

## 登記手数料が変わります

平成3年4月1日から、登記手数料の一部が変わります。

この改正は、平成2年4月登記手数料令等改正の際に経過措置として一部の額の引き上げの実施を1年間留保していたものです。

▶登記簿の謄本・抄本・登記事項証明書 1通500円から600円

※詳しくは札幌法務局室蘭支局 (☎6738) までお問い合わせください。

## 法定労働時間が改正されます

平成3年4月1日より、労働時間制度が改正されます。

▶法定労働時間が原則として、1週44時間（現行46時間）となります。

※5人未満の商業・サービス業は1週48時間の特例措置があり、業種と規模によっては1週46時間の適予措置が平

成5年5月31日まであります。

▶300人以下の事業所での年次有給休暇最低付与日数は8日（現行6日）となります。

▶問い合わせ 室蘭労働基準監督署 (☎6131)

### 改正後の法定労働時間の枠組み

1.  原則 1週44時間（現行46時間）
2.  猶予 平成5年3月31日まで1週46時間
3.  特例 1週48時間（現行48時間 但し、1～4人規模については、54時間）

| 業種          | 規模 | 1～9人 | 10～30人 | 31～100人 | 101～300人 | 301人以上 |
|-------------|----|------|--------|---------|----------|--------|
| 製造業(1号)     |    | 46   | 46     | 46      | 44       | 44     |
| 鉱業(2号)      |    | 46   | 46     | 46      | 46       | 46     |
| 建設業(3号)     |    | 46   | 46     | 46      | 46       | 44     |
| 運輸交通業(4号)   |    | 46   | 46     | 46      | 46       | 46     |
| 貨物取扱業(5号)   |    | 46   | 46     | 44      | 44       | 44     |
| 商業(8号)      |    | 48   | 46     | 46      | 44       | 44     |
| 金融広告業(9号)   |    | 44   | 44     | 44      | 44       | 44     |
| 映画・演劇業(10号) |    | 48   | 46     | 44      | 44       | 44     |
| 通信業(11号)    |    | 44   | 44     | 44      | 44       | 44     |
| 教育研究業(12号)  |    | 44   | 44     | 44      | 44       | 44     |
| 保健衛生業(13号)  |    | 48   | 46     | 44      | 44       | 44     |
| 接客娯楽業(14号)  |    | 48   | 46     | 46      | 46       | 44     |
| 清掃・と殺業(15号) |    | 46   | 46     | 46      | 46       | 46     |
| 官公署(16号)    |    | 44   | 44     | 44      | 44       | 44     |
| その他の事業(17号) |    | 46   | 46     | 46      | 46       | 44     |

## 無料法律相談

交通事故、金銭貸借、損害賠償、離婚など法律問題でお困りの方はご利用ください。相談ご希望の方はあらかじめお申し込みください。

- ▶相談日 4月6日、4月20日いずれも土曜日
- ▶時間 午前9時30分～正午
- ▶場所 鉄南ふれあいセンター
- ▶定員 5名(先着順)
- ▶申し込み 市民課(☎1855)

※裁判や調停中のものは、相談をお受けできません。

## 不用品ダイヤル市 ☎85-1855

★おわけします(売り)

- ・ダブルベッド・セミダブルベッド・ズボンプレスナー・FF式、壁置き石油ストーブ・ハイザー・編み機・ゴム編み機・スピードスケート(25、28cm)・スキー一式(25.5、28cm)・小中学用学習机・木製テーブル・4灯式蛍光灯・ベビーバス・電動三輪車(スズキセンアカー)・ベビーベッド・補助車付14号自転車・50ccバイク

★ゆずってください(買い)

- ・3人用ソファ・ビデオカメラ・ベータ方式ビデオデッキ・ピアノ

## 電話を公売します。

市は現在差し押さえをしている電話を公売します。

公売へ参加を希望される方は、印鑑と代金を持参のうえお越しください。

ただし、滞納者が完納した場合は公売が中止になることもありますので、公売当日の午前中に電話で確認してください。

- ▶日時 3月26日(火)午後2時
- ▶場所 市役所3階第1会議室
- ▶持参するもの 身分証明書(免許証や健康保険証等)、印鑑、買受けする額(公売価格は6万円前後です)
- ▶問い合わせ 税務課(☎1155)

## 固定資産課税台帳の縦覧(閲覧)をします

地方税法の定めにより、納税義務のある方へ固定資産の評価額をお知らせするとともに、異議申し立ての機会を保障するため、固定資産課税台帳の縦覧を行います。

- ▶期間 4月5日(金)～4月24日(水)(日曜日、第2土曜日は除きます)午前9時から午後5時30分まで(土曜日は正午まで)

- ▶場所 市役所1階税務課資産税係
  - ▶対象者 納税義務者(本人、法人の代表者以外の方は委任状が必要です)
  - ▶縦覧できる台帳 土地、家屋、償却資産課税台帳及び補充台帳
  - ▶持参するもの 印鑑
  - ▶問い合わせ 税務課(☎1155)
- ※期間中は無料で見ること(縦覧)ができます。

## クリーンチケット取扱所変更

クリーンチケット(し尿処理手数料)の取扱所が変更になりました。

- ▶新取扱所 SPドライクリーニング店(中央町3丁目17-3)
- ▶旧取扱所 斉藤商店(中央町3丁目23-2)

## みんなで加入しよう スポーツ安全保険

明るく楽しく安全にスポーツ活動をするため、お互いに十分注意していてもスポーツ活動中の傷害事故がなくなります。そこで万一に備えて「小さな掛金、大きな補償」の(財)スポーツ安全協会の傷害保険があります。

- ▶加入の条件・スポーツや社会教育活動をしている団体であること・5人以上で構成されている団体であること(個人での加入はできません)

- ▶加入方法 所定の加入依頼書(総合体育館にあります)に保険料を添えて拓銀の窓口へ申し出てください

- ▶保険期間 4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで(中途加入の場合は加入手続きを完了した日の翌日午前0時からその年度の3月31日午後12時まで)

※詳しくは市総合体育館(☎5552)まで

### 〔加入区分・掛金・補償額〕

| 区分     | 対象となる団体  | 掛金<br>(1人年額) | 傷害保険(保険金額) |            |            | 賠償責任<br>保険<br>(補償<br>限度額) | 共済<br>見舞金                  |
|--------|--|--------------|------------|------------|------------|---------------------------|----------------------------|
|        |  |              | 死亡<br>後遺障害 | 入院<br>(日額) | 通院<br>(日額) |                           |                            |
| 1<br>種 | A<br>・子どものグループ<br>(中学生以下)<br>・文化、社会奉仕活動<br>(高校生以上) | 360円         | 1,400万円    | 4,000円     | 1,300円     | 対人賠償<br>1億円<br>(1,000円)   | 突然死および日射病、熱射病による死亡<br>50万円 |
|        | B<br>・老人クラブ団体<br>(60歳以上)                           | 500円         | 400万円      | 1,800円     | 800円       | 対物賠償<br>500万円<br>(1,000円) |                            |
|        | C<br>・成人のスポーツ<br>(高校生以上)                           | 1,100円       | 1,400万円    | 4,000円     | 1,300円     |                           |                            |



# やってみませんか!

# 募集

## 登別山岳会 会員募集

登別山岳会は一緒に山へ登る仲間を募集しています。

- ▶年会費 2400円(保険料別途)
- ▶申し込み 往復はがきに住所、氏名、生年月日、電話番号を記入し、河村勝さん(富士町2~10~4 ☎8924)へお申し込みください。

## 登別市婦人短大 学生募集!!

婦人短期大学の学生を募集します。

- ▶学習内容 ・必須コース(月2回)…講演、大学祭、芸術鑑賞、見学旅行  
・選択コース(1科目月1回)…心理学、文学、歴史、初級英会話、茶道の中から選択
- ▶対象 市内に居住する婦人
- ▶場所 登別市民会館
- ▶期間 5月から11月(2年間)
- ▶受講料 無料ですが、教材費は必要に応じて徴します
- ▶申し込み・問い合わせ 4月15日から5月9日までに教育委員会(☎1100)へお申し込みください  
※本年度2年生になる方は申し込み必要はありません。また、卒業生で再度学習を続けたい方は聴講生制度がありますのでお申し込みください。

## 登別市老人大学 学生募集!!

市教育委員会は、平成3年度「登別市老人大学」の新1年生を募集します。老人大学は、高齢者の皆さんに楽しみながら学習できる機会を提供しようと昭和55年に開校しました。4年制の大学として現在まで約1,000名の方が

卒業されています。

月1回の気軽な学習ですので、多数の皆さんの入学をお待ちしています。

- ▶対象 市内に居住する満60歳以上の方
- ▶学習日 月1回(教育委員会で指定)で4年間
- ▶学習内容 講演、見学旅行、レクリエーション、大学祭、映画鑑賞、世代間交流など
- ▶場所 市民会館(幌別地区以外の方はバスで送迎)
- ▶申し込み方法 老人クラブに加入している方はクラブ会長へお申し込みください。加入していない方は社会教育課へお申し込みください。
- ▶申し込み期間 4月1日から10日まで
- ▶問い合わせ 社会教育課(☎1100)  
※現在、大学に入っている方は申し込みの必要がありません。

## 登別育英会 奨学生募集

財団法人登別育英会は、平成3年度奨学生を募集します。

- ▶出願資格 本年4月から高校、高専、日本工学院、大学に入学する方で、  
①登別市内に住居を有する方の子であること ②他から奨学金の給与を受けていないこと ③学術優秀、品行方正で経済的理由により就学困難な方
- ▶採用予定数 高校、高専、日本工学院、大学いずれも若干名
- ▶給与月額 高校…1万円 高専…1万3千円 日本工学院…1万5千円 大学…2万円
- ▶提出書類 奨学生給与願書、奨学生候補者推薦書、家族状況調査書、収入証明書、健康診断書、成績証明書、住民票謄本
- ▶願書提出期限 3月31日(日)

- ▶願書提出先 富士町7丁目33 教育委員会内財団法人登別育英会(☎1100)

## スキー技術選手権 登別予選会 参加者募集

登別スキー連盟は、1991年度道スキー技術選手権大会登別地区予選会を開催します。

- ▶日時 3月21日 午前9時から
- ▶場所 カルルススキー場
- ▶資格 スキー指導員・準指導員、1級以上の資格を有する方
- ▶申し込み先 カルルススキー学校(☎2872)
- ▶申し込み料 2,000円(保険は個人で加入のこと)
- ▶種目 パラレルターン、ステップターン、ウェーデルン、総合滑降、ゲレンデシュブリング、制限滑降
- ▶問い合わせ 半沢真一さん(☎2679)  
※各賞を用意しています。

## 初心者パッチワーク教室 受講者募集

初心者対象のパッチワーク教室を開催します。

- ▶日時 3月23日・30日いずれも午前10時から正午
- ▶場所 登別婦人センター
- ▶教材費 500円
- ▶用意する物 裁縫道具一式、鉛筆、定規、シーチング、ハサミ
- ▶定員 15名
- ▶申し込み・問い合わせ 3月15日から教育委員会(☎1100)で受け付けます  
※定員になりしだい締めきります。

# いきいき人とまち 海外派遣研修

## カナダ・アメリカ訪問



鈴木善之さん (24歳)

平成2年度『いきいき人とまち推進事業』の海外派遣研修を終え、帰国したばかりの鈴木善之さんに研修の感想やこれからの抱負などについてお話ししていただきました。

—どのような目的の研修だったのでしょうか。

これからの国際化を自分なりにとらえ、登別市を本場の「国際観光レクリエーション都市」へ発展させるために既存の温泉と新しい観光施設をどう結び付けるかを学ぼうと考えました。

アメリカのシアトルを中心に、国際都市へ成長を遂げた要因を経済や文化、立地条件から求め、それを登別にあてはめるとどうなるか。また、市民の国際化をはかるためにはどういうものが必要か、観光と自然を共存させるためにはどうするかなど、観光地登別の将来を確固たるものにするため少しでも

力になれたら…という思いで出かけました。

—具体的に海外でどのようなことを学ぶことができましたか。

ホームステイをしていたシアトルはパブリックマーケットをはじめ、水族館、大型スクリーンを使った体験館のオムニドーム、好奇心館、レストランなど多数のパビリオンが林立した「ウォーターフロント」があります。ここは、市民よりも観光客が目当てのところでも連日多くの人々が訪れていました。ただ、シアトルには交通案内のキャンパン等が少なく、よく道に迷いました。

その点カナダは非常に多くの表示がありなかなか良いシステムだと思いました。バンクーバーでは特に湖周辺の砂浜を良く見ましたが、これはアメリカの他のビーチとも共通して整備が行き届いており、また、必ずと言っていいほどその土地にちなんだ博物館や何かの像があって、単なる砂浜・ビーチではなく小さな観光地の要素を兼ね備えていると思われました。もちろんゴミや空き缶などは無く、日本とは比較にならないほど奇麗でした。たぶん汚す人がいないんでしょうね。それと場所にもよりますが、訪れる人へコーヒー等のサービスをしているところもありました。

それからもうひとつ感じたことは、アメリカとカナダの建物は違うんです。

例えばアメリカは必要に応じて使いやすく形や作りなどを工夫し、機能的な構造をしています。私の行ったカナダは「プリティッシュコロンビア」というだけあり、イギリスの町並みを思わせるような家々や建築物が建ち並び、伝統を重んじる心があるように思いました。

—学んで来たことを今後のまちづくりにどう生かして行こうと考えていますか。

昨年12月4日から今年の2月27日までの短い期間の体験でしたが、とにかく世界は広いということです。シアトルにしろロスにしろ市自体の面積は決して広くありませんが、まわりに日本という郡がたくさんあってひとつの地域を形成しています。北海道もまわりの市や町が一体となる必要があると思います。また道路にも市民に密着した名称を付けると良いですね。まだまだ思いはたくさんありますが、いきいき人とまち推進会議のメンバーとなって、自分なりの意見を出し、少しでもまちづくりに貢献して行きたいと思います。